

第十一条第一項	一般法定機能	適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	対象設備等	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）
第十一条第三項	対象設備等	算定対象設備等
		基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として
第十一条第四項	第一種指定設備管理部門	設備管理部門
	第一種指定電気通信設備	電気通信設備
第十一条第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）	算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金
第十二条第一項及び第十三条第一項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務